

# 自家発 Q & A 67

## 移動用発電設備の規制及び取扱い(その7)

10月号では建設工事現場等で使用する出力10kW以上の移動用発電設備の使用者に課せられている電気主任技術者の選任、届出のうち「選任許可申請」について説明します。

**Q 1** 電気主任技術者の選任において、有資格者でない者を経済産業大臣の許可を受けて選任する方法について教えて下さい。

**A 1**

7月号の自家発Q & A第64回に掲載の様式第45「主任技術者選任許可申請書」により申請します。許可申請には、申請書を含め次の書類が必要です。以下に記載例を示します。

- ・主任技術者選任許可申請書（様式第45）
- ・選任を必要とする理由書
- ・専任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する知識及び技能に関する説明書

様式第45

### 主任技術者選任許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇〇〇建設株式会社  
氏 名 代表取締役社長 〇〇〇〇

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 主任技術者を選任する事業場の名称及び所在地 | 名 称 〇〇〇〇建設株式会社△△支店において統括する事業場<br>(適用区域：□□県、◇◇県、▽▽県)<br>所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 |
| 選任する主任技術者             | 氏名及び生年月日<br>〇〇 〇〇<br>昭和〇〇年〇〇月〇〇日生  |
|                       | 住 所<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地   |
| 主任技術者の監督に係る電気工作物の概要   | 上記の統括する事業場における移動用発電設備（出力が500kW未満のものに限る）及び移動用需要設備（最大電力500kW未満のものに限る）      |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

## 選任を必要とする理由書

当事業所は資本金〇〇円、全従業員〇〇名をもって、主として〇〇を行っています。建設器具等は所有していますが、移動用発電設備は必要の都度、リース業者等から借用して使用しています。

当社のように規模の小さい会社では、従業員の中に電気主任技術者免状の交付を受けている者がいないため、やむなく、当社に昭和〇年〇月に入社し〇〇支店に常時勤務しており、かつ、下記の知識及び技能を有する〇〇〇〇に移動用電気設備及び移動用需要設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わせざるを得ません。

かかる事情にありますので、特に電気主任技術者の職務遂行にあたっては電気事業法及び保安規程を遵守し、電気設備の保安の確保に留意いたす所存でございます。

## 選任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する知識及び技能に関する説明書

今回選任しようとしている〇〇〇〇は、下記の略歴どおり、当社に昭和〇年〇月に入社し、建設工事現場において移動用発電設備等の設置、運転・操作及び巡視・点検等の指導・監督を行っています。

また、本人は（一社）日本内燃力発電設備協会が定めた可搬形発電設備専門技術者（又は自家用発電設備専門技術者）の資格を有しております。

（「可搬形発電設備専門技術者（又は自家用発電設備専門技術者）資格証」の写しを添付。）

（主な経歴等）

| 期間                    | 経歴内容   |
|-----------------------|--|
| 昭和〇年〇月                | 〇〇高校〇〇科卒業  |
| 昭和〇年〇月<br>～<br>平成〇年〇月 | 〇〇会社に入社し、〇〇支店〇〇課配属となり、当社の建設工事現場における現場作業員として、工所用発電設備の設置、運転、操作および巡視、点検の業務を行う。        |
| 平成〇年〇月                | 〇〇試験に合格する。   |
| 平成〇年〇月<br>～ 〇年〇月      | 〇〇課配属となり、当社の建設工事現場における現場作業員として、工所用発電設備の設置、運転、操作および巡視、点検の業務を行う。                     |
| 平成〇年〇月<br>～ 現在に至る     | 機電課長に就任し、当社の建設工事現場において使用される工所用発電設備等の設置、運転、操作および巡視、点検等に関して、統括責任者として現場作業員への指導・監督を行う。 |

※ 資格証の写しを添付した場合でも、主任技術者制度の運用について定める資格と同等以上の知識及び技能を有することを明確にするために、実務経験の内容を詳細に記載することが必要です。

### Q2

たらよいですか。

許可申請により選任した者  
を変更する場合はどうし

### A2

様式第46「主任技術者選任又は解任届出書」により解任の届出を行い、新たに様式第45「主任技術者選任許可申請書」により選任許可申請を行うこととなります。

なお、解任の届出と選任許可申請は同時に提出することとなります。